

社 会 内 更 生

大阪弁護士会 民暴委員会副委員長

しんせい法律会計事務所 弁護士 長村 みさお

平成29年度版犯罪白書によれば、平成28年の刑法犯の認知件数のうち財産犯である窃盗は7割以上を占めています（警察庁の統計による）。

大多数の人は、その生活を就労によって得る収入で営んでいます。犯罪行為を行い、刑務所等の刑事施設において、拘禁刑を受けた者が、出所後社会に戻り、更生するためには、まず生計を立てるための仕事が必要です。

社会で発生している刑法犯の大多数を占める窃盗等の財産犯の動機が、貧困である場合は少なくありません。罪を犯した者が出所後社会内で更生するためには、自立して生計を営むための就労が必要不可欠です。

刑事施設における拘禁刑は、罪を犯した者に対する刑罰として必要なものですが、社会から一定期間隔離された場所に拘禁されることとなりますので、受刑者の社会不適応を招く危険があるとも指摘されています。収容中は、一般社会との繋がりを制限されますので、友人知人、家族等それまで受刑者が築いてきた従来の人間関係を喪失し、収容前は有職者であってもほとんどの場合職を失います。

職を失うということは、生活基盤を失うことであり、出所後の自立した社会生活は困難となります。出所後は、犯罪者という烙印を押され、社会から排斥されて再就職も困難となり、社会の中で孤立してしまいがちです。

受刑中に人間関係を喪失し、出所後に新たな人間関係を構築することも容易ではないことから、生活に窮してもまわりに相談する者がおらず再犯に至るという悪循環が生じてしまうことも往々にして起こります。

刑事施設に収容されて自らが犯した罪を償った者が、再び罪を犯さないよう社会内で真に更生するためには、就労の機会を与え、自立を促すことが必要です。再就職によって、新たな人間関係を構築することで、刑務所出所者等の社会復帰を促すこともできます。

法務省によれば、無職の刑務所出所者等の再犯率は、有職の者と比べて約4倍（平成21年から平成25年）とされています。

出所後に職を得ることが出来る刑務所出所者等が増えれば再犯は減り、地域の安全・安心な暮らしに繋がります。

以 上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載